

特殊建築物等定期点検業務仕様書

1 業務名称

広島市立広島市民病院特殊建築物等定期点検業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

3 業務点検対象

別添 施設リスト、点検記録表のとおり

4 点検内容

(1) 本業務は、広島市民病院に建築及び設置されている建築物並びに建築設備について、建築基準法第12条第1項及び第3項に規定する特殊建築物の点検を法及び条例に定められた期間内に実施するものとし、点検内容は、次による。

- ・平成20年国土交通省告示第282号『建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件』
- ・平成20年国土交通省告示第285号『建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件』
- ・平成28年国土交通省告示第723号

(2) 告示282号、別表第2項(1)の調査方法は次のとおりとする。

- ・当該棟の外壁外装仕上げ材の点検は、落下により歩行者等に危害を加えるおそれがある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。

(3) 適用基準

- ・特殊建築物等定期調査業務（2008年改訂版）（財）日本建築防災協会
- ・平成20年版建築設備定期検査業務基準書（財）日本建築設備・昇降機センター
- ・防火設備定期検査業務基準（一般財団法人日本建築防災協会発行）

5 別途業務

上記設備のうち、別途業務により検査等を行っている下記の点検項目は業務に含まない。

(1) 昇降機設備

(2) 給水設備及び排水設備

ア 飲料水（井戸水）の水質検査（残留塩素、色度、濁度）

6 一般事項

(1) 定期点検は、次のいずれかの要件を満たす者が業務を実施すること。

ア 一級建築士

- イ 二級建築士
- ウ 建築基準適合判定資格者
- エ 特殊建築物等調査資格者

(2) 業務の日時、作業方法等については担当者と協議するものとする。

7 報告事項等

(1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者の住所・氏名等を報告するとともに、業務に関する資格者証の写しを提出すること。業務担当者に変更があったときも、同様とする。

(2) 成果品は以下のとおりとする。

ア 建築物

- ・ 定期調査報告書
- ・ 定期調査報告概要書
- ・ 調査結果表
- ・ 調査結果図（CADで作成）
- ・ 関係写真

イ 建築設備

- ・ 建築設備定期検査結果報告書
- ・ 定期検査票
- ・ 点検結果図（CADで作成。建築の点検結果図に準じる。）
- ・ 関係写真

(3) 成果品の提出部数等

- ・ 成果品は、製本2部、電子データ1部とする。
- ・ 電子データ提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

8 経費の負担等

本業務に必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は発注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。